

省 令

○法務省令第三十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十九日

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

法務大臣 上川 陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものである当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げないものは、これを加える。

Table with 4 columns: 改正後, (日本人の帰国) 第五十四条 [略], 改正前, (日本人の帰国) 第五十四条 [同上]. It details amendments to immigration rules regarding fingerprinting and document verification for returning citizens.

備考 表中の「」の記載は注記である。
附 則
この省令は、平成二十九年十月十八日から施行する。

告 示

○総務省告示第二百九十八号

次の無線設備の機器は、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第三十七条に規定する無線設備の機器の検定に合格したもので、無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月十九日

総務大臣 野田 聖子

Table listing radio equipment models and their specifications. Columns include: 法第37条第2号の機器 (船中に設置する無線航行のためのレーザー), 法第37条第4号の機器 (デジタル選択呼出装置等による通信を行う海上移動業務の無線局の用に供する送信装置及び受信装置の機器), 合格者の氏名, 機器の名称, 機器の型式名, 検定番号, 型式検定合格の年月日, and その他必要な事項.